

# 訪問系サービスに係る留意点

---

者サービス

# 1 従業員の員数・勤務体制の確保等

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用

第5条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。  
2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業員であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。



## 【人員配置について】

**管理者：** 常勤※で、かつ、管理業務に従事するもの  
**サービス提供責任者：** 事業の規模（前3月の平均値）に応じて常勤1人以上  
**従業員：** 常勤換算方法で2.5以上

※常勤とは、「指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること」をいう。

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。



- 従業員が常勤換算方式で、2.5以上確保できている？（同行援護と行動援護は、資格の確認を！！）
- サービス提供責任者が常勤専従の者がいない。サービス提供責任者の配置数が不足していない？
- 管理者もきちんと出勤しているかな？（法人代表も、出勤簿で勤務の確認を！）

## (参考) 現行の訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(○:所定単位 △:減算)

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)	○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修課程修了者	○	×	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者	○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑨一般課程修了者	×	×	×	○	×	×	×
	⑩応用課程修了者	×	×	×	○	○ (+①～⑤のいずれか)	×	×
⑪盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者	×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑫行動援護従業者養成研修課程修了者	×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑬居宅介護等事業従事経験者	○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑭視覚障害者外出介護研修修了者等	○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和9年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 この他、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員+重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。



●R7.4～  
同行援護の  
サービス提供  
責任者の要件  
が追加されま  
した。

●行動援護の  
要件が、**※5**  
**R9.3までの経**  
**過措置**となっ  
ています。  
対象の方は、  
R8年度中に研  
修の受講を修  
了する必要があります！

## 2 管理者及びサービス提供責任者の責務

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用

管理業務とサービス提供責任者の業務の時間を確保しましょう！

第30条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第26条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

●管理者がサービス提供等により常時事業所にいることが少なく、従業者の管理、指揮命令、苦情対応等の管理業務ができていない？

（管理者は、管理業務に従事することを基本に、別の職種と兼務している場合は、事故発生時の緊急時において管理者が対応できる状態にしておいてください。）

●サービス提供責任者の行う居宅介護業務が、サービス提供責任者の本来業務の遂行に支障を生じさせている？（利用申し込みや計画の作成等の用務や従業者の技術指導ができるように）

●管理者もきちんと出勤しているか？（法人代表も、出勤簿で勤務の確認を！）





## 管理者：

管理者として、健全な事業運営のため従業者に必要な指示や業務等の指揮命令をしてください。また、利用者からの苦情や相談の対応や従業者の日々の動静の把握もしてください。



## サービス提供責任者：

サービス提供責任者が居宅介護業務を行う場合は、本来業務に支障がないよう留意すること。なお、サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成業務のほか、居宅介護に関するサービス内容の管理について必要な業務として次の業務を行います。

- ① 居宅介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ 他の障害福祉サービス事業者等と連携を図ること。
- ④ 従業者等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- ⑤ 従業者等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑥ 従業者等の能力や希望を踏まえた業務管理をすること。
- ⑦ 従業者等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑧ その他サービス内容の管理について、必要な業務を実施すること。

### 3 居宅介護計画の作成

※基準は居宅介護を引用、重度訪問介護、同行援護、行動援護は居宅介護の基準を準用

第26条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする

- 
- 居宅介護計画が作成・交付されていない？（提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われていない。最低1年に1回は見直し・作成を！）
  - 居宅介護計画が相談支援事業者に交付されていない？
  - サービス提供責任者が、利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成していない？
  - 計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う必要があるが、計画の変更が適切に行われていない？



- ・居宅介護計画に必要な内容が書けているかな？
- ・目標を評価する期間も設定し、定期的に見直しをしよう！
- ・実際のサービス提供に要した時間と計画している時間が違うことはないかな？

居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、**援助の方向性や目標**を明確にし、**担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等**を明らかにするとともに、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。また、居宅介護計画を遅滞なく利用者、その同居の家族及び相談支援事業者に交付してください。

※「所要時間」は1回のサービス提供に要する全体の時間をいい、居宅介護計画はサービスの具体的内容ごとの時間配分や利用者の生活パターン等を制限するものではありません。

計画の内容に沿いながら、利用者の心身の状況等に応じたサービス提供を行うことが大切であり、実施状況を踏まえ、内容が大きく異なる場合には、計画の変更を行うこととなります。

※指定居宅介護等を行った場合に、**現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定**します。

**居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、居宅介護計画の見直しを行う必要があります！**



**「行動援護」は、支援計画シート等の作成が必要！**

**未作成減算があるよ！**

※作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する

**行動援護**を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために**支援計画シート及び支援手順書**を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要です。

他の事業者等にその情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要がありますので、利用者の情報の取り扱いにはご注意ください。

※(参考)「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」

(平成26年3月31日障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/dl/tsuuchi\\_h26-18.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/dl/tsuuchi_h26-18.pdf)